別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

芳賀町は、栃木県の南東部に位置する人口約１５，０００人の町で、宇都宮市に接している。県内でも代表的な米どころとして知られる水田地帯が形成され、イチゴ、梨、施設園芸などの都市近郊型農業も盛んである。

町には３つの工業団地（総面積３８８．４ｈａ）があり、高度な技術を有する企業や研究所などの立地が進み、現在１００社以上の優良企業（うち中小企業者約４０社）が立地している。特に自動車関連産業の集積が進み、地域経済の高度化・安定化に大きく貢献している。

このように芳賀町は、農・工・商のバランスのとれた町である。しかし、国内の少子高齢化による人口減少社会の到来により、町内の中小企業者は従業員５人以下が５８．３％を占めているなど人手不足であり、企業を取巻く環境は一層厳しくなっている。このような状況から、より生産性の高い設備の導入・更新を促進することにより、生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

（２）目標

芳賀町には約２７０社もの中小企業者が操業し、地域社会に根ざし多様な分野で幅広く事業を行っており、地域経済の中核を担う重要な存在となっている。

町では今後、さらなる企業誘導と、周辺インフラの整備や先端設備等の導入促進を積極的に推進するとともに、こうした中小企業者の経営支援を図るため、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

芳賀町内の中小企業者が設備投資を行いやすい環境を整備することで労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画の対象区域は、本町全域とする。

（２）対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間(令和７年４月１日～令和９年３月３１日)とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）先端設備等導入計画策定にあたっては雇用の安定に十分に配慮する。

（２）事業者における人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

（３）健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取り組みや、芳賀町暴力団排除条例（芳賀町条例第２３号）に基づき、暴力団及び暴力団密接関係者やその他反社会例（芳賀町条例第２３号）に基づき、暴力団及び暴力団密接関係者やその他反社会的勢力との関係が認められる事業者について先端設備等導入計画の認定の対象としない。

（４）その他町長が適当でないと認める場合、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。